

埼玉県から川口市に移管される事務について

□ 廃棄物関係

	市に移管される事務	埼玉県に残る事務
産業廃棄物 処理業	<ul style="list-style-type: none">・積替え保管がある 収集運搬業許可・処分業許可	<ul style="list-style-type: none">・積替え保管がない 収集運搬業許可
廃棄物処理 施設	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物処理施設の許可・産業廃棄物処理施設の許可	
その他の届出	<ul style="list-style-type: none">・管理票交付等状況報告・処理実績報告・多量排出事業者に関する届出・その他	